

鳥取県公報

平成 22 年 10 月 1 日 (金) 第 8 2 3 3 号

毎週火·金曜日発行

		目	次
\Diamond	告 示	大規模小売店舗の新設の届出 (574) (経済通商総算保安林の指定の解除 (575) (森林・林業総室)・・保安林の指定の解除予定 (576) (〃)・・・・・・	
		保安林の指定の解除予定の取消し(577)(")・・	• • • • • • • • • • • • • • • • 4
		指定居宅サービス事業者の指定(578)(東部総合事	
		指定介護予防サービス事業者の指定(579)(")・	
		指定居宅サービス事業者の指定(580)(西部総合事	
^	======================================	指定介護予防サービス事業者の指定(581)(")・	
\Diamond	調達公告		
		一般競争入札の実施(警察本部会計課)・・・・・	6

示

鳥取県告示第574号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者 から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年10月1日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) グンゼ開発 倉吉商業施設 倉吉市福吉町1365-1及び1168の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表 者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者 グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤木 庸二 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8-1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704-5 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 島根県松江市西津田二丁目8-20
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成23年5月17日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 $2.847\,\text{m}^2$
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 130台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 87台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 104.5㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 28.64㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 終日
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 3か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①及び③ 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設② 終日
- 7 届出年月日

平成22年9月16日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成22年10月1日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室 倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所県民局 倉吉市葵町722 倉吉市産業部商工観光課

11 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議 所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の 保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知 事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第575号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年10月1日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所 鳥取市福部町湯山字台山2104の3、2104の4
- 2 保安林として指定された目的
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

飛砂の防備

鳥取県告示第576号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30 条の規定により告示する。

平成22年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町広西字大谷511の18(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供

鳥取県告示第577号

次の保安林の指定を解除する予定を取り消す旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成22年10月1日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 解除予定の取消しに係る保安林の所在場所 日野郡日野町久住字川東1072の1 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供 する。)

鳥取県告示第578号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,
とっとり福祉サービ	智頭デイサービス事	八頭郡智頭町大字	平成22年9月27日	通所介護
ス有限会社	業所すぎ玉	智頭2597—28		

鳥取県告示第579号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
----------	----------	----------	-------	---------

氏名	の名称	の所在地		
とっとり福祉サービ	智頭デイサービス事	八頭郡智頭町大字	平成22年9月27日	介護予防通所介護
ス有限会社	業所すぎ玉	智頭2597—28		

鳥取県告示第580号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	デイサービスセンタ 一暖だん倶楽部	米子市米原二丁目 1-1	平成22年10月1日	通所介護

鳥取県告示第581号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月1日

昭 男 鳥取県西部総合事務所長 林

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	11位十万日	y こハV川里 X 貝
社会福祉法人こう	デイサービスセンタ	米子市米原二丁目	平成22年10月1日	介護予防通所介護
ほうえん	一暖だん倶楽部	1 - 1		

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月1日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 山 根 孝 正

1 調達件名及び数量 境港総合技術高等学校パソコン等賃貸借(2室分) 一式

ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ 84台

イ A3カラーレーザプリンタ 1台

ウ A4モノクロレーザプリンタ 1台

エ A3モノクロレーザプリンタ 1台

オ 画像分配システム 2セット カ ソフトウェア、ライセンス等

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成22年8月16日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社ケーオウエイ

米子市両三柳328

札 金 16,464,735円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落 額

6 入 札 公 告 日 平成22年7月2日 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立境港総合技術高等学校

及び所在地 境港市竹内町925

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

一式

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称 交通安全教育車の購入
- (2) 購入物品の名称及び数量 交通安全教育車 1台
- (3) 購入物品の仕様 入札説明書による。
- (4) 納入期限

平成23年1月27日 (木)

(5) 納入場所

鳥取市江津1016 鳥取県警察自動車整備工場

- (6) 入札書の記入方法等
 - ア 入札書に記載する金額は、(2)に掲げる購入物品の価額(搬入経費を含む。) にリサイクル料金を加え た総額とすること。
 - イ 入札書に記載する金額には、自動車税、自動車取得税、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料を 含めないこと。
 - ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者 は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金 額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空機類の車両及び機械器具類の諸機器に登録されている者で あること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入 札参加資格審査の申請書類を平成22年10月13日(水)午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成22年10月1日(金)から同月29日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参 加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受け ていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町-丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課調度係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で平成22年10月1日(金)から同月12日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関 する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。 なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。
- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年10月29日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日(木)午後5時 までとする。)

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を4の (1)の場所に平成22年10月22日(金)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出し なければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」と いう。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代える ことができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部 又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)

第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな いと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。 この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び 会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。